

仮称桜丘農業公園本整備に伴う運営事業者の公募について

1 主旨

仮称桜丘農業公園は、用地取得が完了した区域（約3,260㎡）について、令和4年11月より暫定利用を開始し、管理運営の新たな担い手を模索するため、新規事業者による農園管理や公園の魅力づくりに取り組んできた。今般、令和6年8月末で暫定利用期間が満了を迎え、11月中旬から本整備に着手し、令和7年4月の開園を目指す。

合わせて、暫定利用の結果を踏まえ、令和6年10月から本整備後の農業公園管理運営業務委託の事業者公募(プロポーザル方式)を開始するため報告する。

2 これまでの経緯

平成23年	12月	都市計画決定（桜丘農業公園 1.1ha）
令和4年	6月	用地取得（世田谷区土地開発公社）
	7月～8月	本整備までの期間の暫定管理運営事業者募集、4者を選定
	9月	暫定整備工事（鉄線柵、門扉、倉庫、水道等）
	11月	暫定利用開始
令和6年	7月	区買戻し
	7月～8月	4者ヒアリングを実施
	8月末	暫定利用終了

3 暫定利用の結果

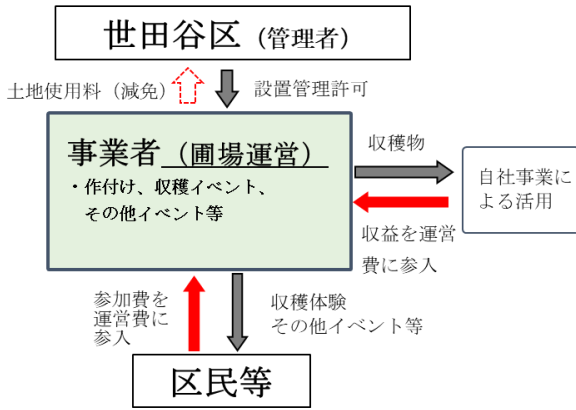
既存の農業公園の管理運営にあたっては、担い手確保等が不可欠であり、これまで地域の農家やボランティア等との繋がりのある「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」や「JA 東京中央」に農業公園の管理運営を委託しているところである。

桜丘農業公園について、更なる地域利用の促進や、担い手と成りえる事業者の発掘等に向けて、4団体による暫定利用を開始し、各々の団体の特徴を活かした、農園管理や圃場を生かしたイベント等に取り組み、親子利用や来園者同士の交流が生まれる等、これまでにない利用形態も見られた。一方、共同管理による事業者間の調整、通年を通した圃場（みかん畑を含む）の適正管理や、そのために必要な専門知識を有した人材の確保など、改善・工夫の必要性があることを確認した。

4 今後の運営管理について

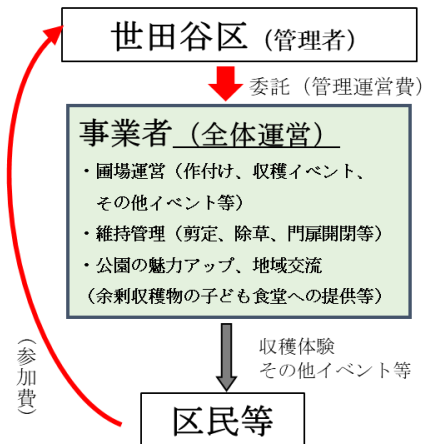
暫定利用で得た知見をもとに、引き続き、農業公園の特徴を生かした賑わいづくりや魅力向上、日常的に農に触れあえる機会の創出等に取り組むと共に、圃場の適切な管理運営を図るため、設置管理許可にかえて管理運営業務委託として、プロポーザル方式による事業者公募を行っていく。

<暫定利用での管理運営>



※圃場外の維持管理は世田谷区が実施

<本整備後の業務委託による管理運営>



5 管理運営業務委託事業者公募（プロポーザル方式）の概要

暫定利用における複数社による共同管理の課題も踏まえ、本件管理業務委託は1社もしくはJV（共同企業体）として事業者公募を行う。

(1) 事業目的

区民が農業体験を通して世田谷区の農業の文化や歴史を学び、農業・農地が持つ多面的機能の有用性や重要性の理解を促進することで、区内農業の振興を図ることを目的として、桜丘農業公園の圃場管理及びにぎわいづくり等を行うものである。

(2) 履行期間

令和7年度から令和9年度までの3か年（予定）

(3) 業務委託内容

桜丘農業公園の維持管理業務及び地域住民を含めた区民を対象とする農業体験イベント等の企画・運営業務を行う。

① 公園施設維持管理業務

日常管理作業（門扉開閉、園内の巡回点検、簡易清掃、園内のごみ処理等）

定期管理作業（施設の定期清掃、設備点検、除草及び樹木等の手入れ等）

② 圃場管理等業務

農産物の栽培・管理、肥料及び薬剤・灌水等、作業日誌の作成、農機具倉庫内の物品管理・整理等

※農業に関する専門知識を有する者の従事

③ 地域住民との関わりを持った管理運営

イベント等、日常的に農に触れあえる機会の創出や農業ボランティア等を募り、区

民等、幅広く携われる管理運営とする。

④ 農業体験イベントの企画・運営

・農業体験イベント

桜丘地区の『農』の良さを、広く地域内外に知ってもらうためのイベント（植え付け、栽培管理、収穫体験等）を実施すること。20～80人程度の来場数の1～2時間程度のイベントを年10回以上実施。講師は、可能な限り区内の農家・農業者等とする。

・募集に関する事務

ホームページ又は募集用チラシの配布等による募集、抽選、利用説明等

⑤ 公園への要望対応

⑥ 農業公園の魅力アップに関する業務

地域の賑わいや交流の場となるような、公園利用者の増加につながる魅力づくりの提案及び実施

⑦ 農業公園維持管理用物品の管理補充及び小破修繕

6 公園整備（本整備）の概要

(1) 所在地：世田谷区桜丘四丁目19番10号（面積：3,265.70㎡）

(2) 施設：作付け畑（約900㎡）、みかん畑（約1,000㎡、約50本）、広場（約280㎡）、管理施設、トイレなど

みかん畑について

・現況のみかん畑をいかにして整備します。過密状態で害虫が付きやすいため、適正に生育できるよう半分程度に間引きを行います。開園後は、みかん狩りイベントを実施する予定です。



畑について

・農業体験イベントなどで利活用してきた畑について、整備を行い開園後のイベントをより充実させます。



広場の広場について

・収穫体験などのイベント参加者以外の方でも農に親しみ懸えるように、芝生の広場を整備します。
・幼児が遊べる小さな滑り台やステップ遊具、築山などを設けます。また、日陰で休めるパーゴラやベンチなども設置します。



公園整備イメージ

案内図 non-scale




管理施設について

・農業作業員やボランティアが作業などをする場としてフレハブの管理棟、農業用の物品やトラクターを収納するビニールハウス、農作業道具の洗い場などを設置します。





トイレ

車いす対応のユニバーサルトイレ



7 今後のスケジュール（予定）

令和6年10月	管理運営事業者の公募開始
11月～令和7年3月	本整備工事
令和7年 1月	管理運営事業者決定
4月	開園、管理運営開始